

「社会的養育推進計画(中間見直し)(素案)」 区民意見及び区の考え方について

NO	意見概要	区の考え方
第2章 世田谷区における社会的養育を取り巻く状況		2件
1	令和5年度の区の児童虐待相談件数が3265件にのぼり、複雑・困難なケースが増えていることは心配だ。	児童虐待対応を行っていく上では、通告を始めとした地域の皆様の協力は不可欠と考えており、引き続きご協力をお願いいたします。また、区においても、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、引き続き地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図っていきます。
2	アンケートの配布数243件、回答数95件では十分とは言えず、それをベースに仮説を構築するのは乱暴ではないか。職員が対面ヒアリングを行うなどで、回答率を上げて、細かな意見の掘り上げを図るべき。	見直しにあたってはアンケートだけでなく、子ども(31名)への対面ヒアリングを行っています。今後も施策の検討にあたっては、子どもの声をしっかりと聴くよう努めてまいります。
第3章 計画の基本的考え方		2件
3	今後の計画に対する予算額と費用対効果、また中間見直しまでの効果検証による今後の続行の必要性、手段としての相当性を記載したほうがよいのではないか。	見直しにあたっては、現行計画の評価検証を行い、児童福祉審議会臨時部会で議論いただき、この間の課題に対する今後5年間で取り組むべき内容を新たに記載しております。今後は、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、事業の進捗状況や費用対効果についても検証してまいります。
4	「将来の親世代の学習」及び「子育て世代の学習」の行政内でのタイアップ(社会・生涯教育行政と福祉行政)は子どもの不幸を防ぐ予防の一助になると思う。	子育ての情報や育児に関する知識などを自分のものとし、保護者が周囲の協力を得ながら自立して子どもを育てていく力が高まるよう、保護者の学びの支援に取り組むとともに、福祉分野と教育分野が連携しながら、子どもの権利学習に取り組んでまいります。
第4章 世田谷区における具体的な取り組み		
1 子どもの権利擁護の取り組みの推進		3件
5	子どもがいきなり権利を主張することは難しいので、保育園で子どもが自ら発信する機会をつくったり、そのような体験ができるカリキュラムを導入してはどうか。	令和7年4月の施行に向けて検討を進めている、「世田谷区子ども条例の一部改正条例」(素案)において、区は、乳幼児など意見表明の手段が限られる子どもの想いを、年齢や発達に応じた様々な工夫のもとで受けとめ、子どもの権利を尊重していくことを記載しており、今後、具体的な取り組みについても検討してまいります。
6	多様性が広く認められてきた昨今で、未だに子どもにとって自己肯定感が低い状況であることは意外である。例えば、子どもが子どもらしくいられることを肯定するイベントや、保護者向けに子どもの自主性を認めることの意義を伝えるサポートイベントなどを区で主催するといふのではないか。	子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境整備に向け、イベント等の活用も含め、あらゆる機会を通じて周知啓発に取り組んでまいります。
7	子どものセルフアドボカシーの実現、という言葉を知った。高校生の子どもがいるので、子どものセルフアドボカシーの実現について我が家でも考えてみたいと思った。	子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境整備に向け、区としても様々な取り組みを推進してまいります。
2 予防型の児童相談行政の推進		6件
8	児童虐待に関する相談件数が増えているということは、公的な対策が進み、相談できる場所が子どもにとってより身近になっているということの表れでもあると思うので、今後の一層の取り組みに期待したい。	窓口での相談対応に加え、電話やSNS等の様々なツールも活用しながら、引き続き、支援が必要な児童や家庭の早期発見、適切な支援につながるよう予防的な取り組みを推進してまいります。
9	子どもの数が減っている一方、児童相談件数が5年間で6割増えている要因が、児童相談所や支援センターによる潜在事案の発掘や、区民の認知度の上昇によるものなのか、あるいは、他の要因があるのかを明らかにすることが重要ではないか。また、通告されない(できない)潜在的な虐待等に目を向けることが大切である。保護者に対してヒアリングをかけて、体系的に要因分析をすることが、子どもたちが言い出せない環境にあるかもしれない潜在案件を発掘すると同時に、その原因への対策を講ずることにもつながるので有用ではないか。	児童虐待対応相談件数が増加している要因としては、社会全体に児童虐待が認知されることにより、保育園、学校等をはじめとした地域の子育て支援機関による通告が増えていることが挙げられます。また、区においては近隣等からの通告も高い割合を占めています。さらに、子どもが子どもの権利について理解することで、子どもが自らSOSを発することが出来るようになったことも要因の1つであると考えております。今後も、潜在的な虐待への気づきを促す取り組みを進め、虐待の未然防止・再発防止に努めてまいります。

NO	意見概要	区の考え方
10	虐待事例を未然に防ぐために、親による虐待事実の隠ぺいや抵抗をさせないような強制介入権限を児童相談所に持たせてはどうか。(家庭干渉にもなるのでバランスが難しいが)	児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された行政機関であり、児童に関する専門相談機関です。児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律等に基づき、出頭要求や立入調査、臨検・捜索、面会・通信の制限、一時保護等の様々な権限を有しています。地域の皆様からいただいた通告については、一義的な相談窓口である子ども家庭支援センターと法的権限を持つ児童相談所の連携のもと、子どもと家庭への支援に取り組んでまいります。
11	弁護士を活用した支援を行ってはどうか。(カウンセリングで意思表示、子どもの学習支援、親へのアドバイス等)	区児童相談所では、子どもに関する法的相談や一時保護所の第三者委員を弁護士に依頼しており、子どもへの直接助言等にも対応しています。また、令和4年6月に成立した改正児童福祉法に基づく子どもの権利擁護に係る取り組みの1つとして、意見表明等支援事業が始まっています。様々な経歴のアドボケイトが子どもの意見表明等支援に携わっています。今後も弁護士を始めとして、カウンセリングについては医師や児童心理司、学習支援については学習指導員や学習指導専門員など、多様な専門的知見を持った人材と連携しながら、子どもや保護者への支援を行ってまいります。
12	虐待を受けている本人や発見した周囲の人が安全に通告しやすくするため、通告内容を記入していつでもどこでも郵便ポストに入れられるような仕組みがあるとよい。	区では、虐待通告の窓口として、フリーダイヤルで24時間365日対応可能な「世田谷区児童虐待通告ダイヤル」を設置しており、匿名での通告も受け付けております。また、子ども本人からの悩み相談等を受け付ける「せたがや子ども・子育てテレフォン」も設置しております。こうした通告・相談窓口の周知徹底を図っていくことに加え、本人や通報者の安全確保という視点も踏まえながら、虐待の早期発見と早期対応にかかる環境整備に取り組んでまいります。
13	近所の住民が通報しやすいシステムを作ってほしい。また、行政が介入できる仕組みにしてほしい。	区では、虐待通告の窓口として、フリーダイヤルで24時間365日対応可能な「世田谷区児童虐待通告ダイヤル」を設置しております。実際に通告があった際には、児童相談所や地域の子ども家庭支援センターが、調査や安全確認、その後の支援等、様々な対応を行っていくこととなります。
3 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善		10件
14	子どもを持つ若い世帯が、地域で孤立してしまうことを防ぐ取り組みが必要である。地域で子どもの面倒をみってくれる人とつながれる仕組みがあるとよい。(例えば60代以上の世帯で、子どもの面倒を見てくれる有志の方を募集し、子どもを預けたい方と有志の方がコミュニケーションできる場を時々設けるといったサービス)	区では、「困ったときはお互いさま」という考えに基づき、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と手助けのできる方(援助会員)が身近な地域で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。保護者(利用会員)が仕事や出産、リフレッシュなどのために子どもを預かってもらいたい時に、あらかじめ紹介した地域住民である援助会員(有償ボランティア)が短時間の預かりや、保育園・習い事などの送迎を行っています。
15	養育を必要とする子どもと地域の高齢者等が交流できる場があるとよい。また、そういった場がすでにあれば教えてほしい。	区では、地域の高齢者の方が気軽に訪れ、くつろげる居場所として寺町通り区民集会所にて、「まちの縁がわ ぶんぶくテラマチ」を実施しております。「ぶんぶくテラマチ」は、多世代交流型の居場所としてモデル実施しており、現在は、乳幼児や低年齢児と交流できるイベントを月に1回程度開催しているほか、座ってお茶を飲んだりできる居場所の運営も行っています。いただきました、小学生以上も含めた養育を必要とする子どもと地域の高齢者等が交流できる場についてのご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
16	ヤングケアラーへの支援を重点的に対応してほしい。合わせて子供は介護をさせる存在ではないことを周知してほしい。	ヤングケアラーをケアの担い手とするのではなく、子ども・若者のケア負担の軽減を図り、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の関係機関等が連携して必要な支援につなげるよう、福祉サービス従事者向けの研修等に引き続き取り組んでまいります。
17	虐待の本質的な解決は難しいと思うので、させないという未然防止、再発防止の取り組みはとても素晴らしいと思う。	子どもが家庭において健やかに成長し、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生きることができるよう、今後も引き続き虐待の未然防止・再発防止に取り組んでまいります。
18	家庭養育優先原則に則り、まずは、児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善に重点を置いていただきたい。	
19	今まで区がこのような取り組みをしていたは知らなかった。世田谷区で保護されている児童の数が100人近くいると知り、これからも未然防止、再発防止に向けた計画を進めてもらいたい。	

NO	意見概要	区の考え方
20	児童虐待が発生する家庭には生活困窮や貧困問題が背景にあるケースが散見されるため、例えば、ひとり親家庭への経済支援等により養育する親が精神的な余裕を持てるような施策が必要と考える。また、家族のケアを担っているため、子どもらしい時間の過ごし方ができずにいるヤングケアラーに対しても行政からの支援をお願いしたい。	子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくとともに、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を、地域と連携しながら全庁的に推進しております。また、ヤングケアラー支援においては、研修等の普及啓発により周囲の大人の気づきの感度を上げ、早期発見につなげるとともに、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の関係機関等が連携しながら、ヤングケアラーとその家族に寄り添い、必要な支援につながる環境づくりに向け、引き続き取り組んでまいります。
21	子どもの養育は、家庭や教育など生涯にわたり長期かつ多方面から関わるものである。困ったときに支援を求めることは重要だが、困っていることを伝えられるかどうかは本人が育ってきた環境にも寄ると思うので、親から子までの世代を通して取り組んでいくことが必要と考える。	支援を必要とする子ども・家庭が、社会的に孤立せず必要な情報を得て、適切な支援につながる事が出来るよう、当事者支援に立った情報提供を行うとともに、声をあげることが出来ない方に対してはアウトリーチによる支援が重要であると考えています。すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や保育園等の地域の子育て支援機関等の中で、困ったことや悩みを打ち明けられるよう、地域社会全体とともに支え合うまちを文化として築いていくことを目指します。
22	現代の子育ての問題点は、女性の社会進出・活躍の陰で子どもを持つ女性に対する支援が充実していないこと(シングルマザー、家事の負担、経済負担等)や、育児に関して身内からのアドバイスやサポートが得られにくい(核家族化、地方から転居等)こと、またコミュニケーション不足により偏った情報を鵜呑みにしてしまうことや、競争社会の影響によって家庭の内情を明かさないことなどがあるのではないかと。	令和4年度に区で実施した「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」において、日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない家庭が半数あることや、妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況があるといった結果が出ています。子育ての情報や育児に関する知識などを自分のものとし、保護者が周囲の協力を得ながら自立して子どもを育てていく力が高まるよう、保護者の学びの支援、リフレッシュできる場・機会の充実により、子育て支援に取り組んでまいります。
23	わが子の為にと考えていることが虐待につながることや、ストレス社会が原因で起こっていることもあるので、女性の悩みを気軽に聞いてあげられる場が多いと解消につながると思う。また、少しおせっかいでも子育て家庭の親を子ども食堂や地域のイベントなどに連れ出して様子を見る等の能動的なケアも必要ではないか。こういう計画を子育て世代に配布するのもひとつの手だと思う。	区では、女性相談や子ども・子育てに関する相談、また子育てに不安をお持ちの方が子どもへの関わり方について学べるペアレントトレーニング事業、子育てについて情報交換の場としておでかけひろば等を実施しております。保護者がリフレッシュできる場・機会の充実等に取り組むとともに、子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体とともに支え合うまちを文化として築いていくことが重要であると考えています。区民に分かりやすい計画を作成し、制度周知及び理解促進に取り組んでまいります。
6 里親等委託の推進		5件
24	里親への委託を推進するため、里親制度の周知啓発・理解促進にしっかり取り組んでほしい。	ご意見にありますとおり、里親のなり手となる方を増やし、里親への委託を推進するためには、里親や元里子のお話を直接聞いていただく機会の一つとして「養育家庭体験発表会」などのイベントを毎年開催しています。また、地域の皆様に里親制度を理解していただくことも大変重要で、区も「里親子フレンドリーシティへ」というキャッチコピーを掲げて、地域のお祭りなどのイベントでも周知啓発を行っています。引き続き、地域の皆様の理解を促進し、里親への委託を推進するため、里親制度の普及啓発に取り組んでまいります。
25	里親などはハードルが高く、そこまでのことは難しいが、何か子どものためにできることがあればと感じた。子どもの安心・安全のため区が取り組んで計画を促進していることを知った。	里親家庭は、地域の中で生活をしています。そのため、地域の皆様には里親家庭について知って理解していただき、身近なところで里親家庭を支えていただきたいと考えております。少しでも多くの方に里親制度を知っていただくために、引き続き「里親子フレンドリーシティへ」というキャッチコピーを掲げて、地域の皆様への周知啓発を行ってまいります。
26	里親はハードルが高いが、虐待等を受けた人の中には心に傷を負ったり、なかなかうまく人生が切り開けない人もいますのでそういった人をサポートしたり、ただ黙って寄り添える人の育成が必要ではないか。(例えば区内の農地を使っていっしょに畑を耕すなど)	社会的養護のもとで育つ子どもやそこから巣立った若者、また子ども・若者を支える里親家庭等が地域で孤立せず、地域の繋がりの中で安心して養育が出来るよう、地域や社会全体が社会的養育を理解し、ともに支え合う地域づくりが重要だと考えております。今後も引き続き社会的養育の理解促進に取り組んでまいります。
27	里親を増やすことは重要。特に子供を望んで授かることが出来なかった夫婦に受け入れて貰うようにしてほしい。世田谷区の場合は住居面積が狭いことが難点になると思うので、他自治体よりも手厚い住宅助成も必要だと思う。	里親の認定にあたっては、委託される児童の保健、教育、その他の福祉上適切な環境を確保するため、「里親認定基準」に定める最低居住面積水準(住生活基本計画による)を満たす必要があります。また、「里親認定基準」では、その他にも児童の福祉上必要な要件が定められています。引き続き児童のための制度である里親制度の充実を目指し、必要な里親の確保に努めてまいります。

NO	意見概要	区の考え方
28	海外では同性カップルによる里子への不適切な養育が問題となっているので、男女の夫婦を最優先にしてほしい。	区では、児童相談所とフォスタリング機関などによる「チーム養育体制」をとり、児童を受託中の里親家庭を定期的に訪問したり、夜間や休日にも相談できる窓口を開設して、日常的に養育上の悩みや困りごとの相談に応じています。同性カップルであるかどうかにかかわらず、養育中の里親子の悩みなどの状況を把握して、不適切な養育になることが無いように取り組んでおり、今後も相談支援を充実させていきます。
8 社会的養護自立支援の推進		1件
29	困難を抱えている子どもは、年齢や置かれている環境により、他へ相談しようという気持ちに至るまでかなりの時間を要する。資料の数値からは現状を十分に知り得るには至らなかった。	区では、児童養護施設等を退所した若者が悩みを相談したり情報交換できる場として、せたエールを開設し、対象者が気軽に集まり、意見交換や情報交換できる居場所支援から利用者の支援ニーズを把握し、適切な支援につなげています。支援を必要とする子どもが、社会的に孤立せず必要な情報を得て、適切な支援につながる事が出来るよう、当事者支援に立った情報提供を行うとともに、声をあげることが出来ない方に対してはアウトリーチによる支援が重要であると考えています。今後も、子ども・若者が相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。
9 人材育成・人材確保		2件
30	虐待等の対応にあたる職員について、初期対応の遅れや、適切な判断ができない場合、子どもたちの安全が脅かされる可能性があるため、定期的・継続的な研修やサポートを行い、各職員のスキルアップに努めてほしい。	区では、新任・横転者向けの基礎研修から専門性の向上を目的とした中堅職員、係長級向けの研修等、計画的かつ継続的な人材育成に取り組んでいます。今後も、社会情勢や区民ニーズに即した研修内容となるよう適宜見直しを図りながら、技術や知識の習得、専門性の向上に努めていきます。
31	児童養護施設等の職員のなり手不足が問題となっているが、選考基準を下げて採用すると質の低下の問題があり、また指導を虐待と疑われないよう職員も余計な神経を使って子どもと接しなければならず、ストレスとなっているのではないか。	ご指摘のとおり、児童福祉に携わる職員の人材確保及び高い専門性・質の確保が課題となっております。職員が1人で悩まず仕事ができるよう、組織的支援体制の確立とスーパーバイズ機能が重要です。子どもに対する適切な養育が行えるよう、児童福祉のやりがい・魅力発信等による人材確保に取り組むとともに、支援の質の向上に向けた取組みを進めてまいります。
第5章 代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量		2件
32	代替養育を必要とする児童数の推計を下方修正しているが、その要因として都区間の整合性を図るためというのでは分析が弱く、令和3年度時の設定間違いではないか。定量的に分析を実施すべき。	ご指摘のとおり、現行計画策定時においては、区児童相談所を開設して日が浅く、過去の実績がなかったため、都の推計方法や都の比率を用いて推計を行ったため、数値に乖離が生じていました。見直しにあたっては、区のこれまでの実績で再推計を行っております。
33	代替養育を必要とする児童数の推計を下方修正しているが、子どもと里親のマッチングのため、里親数を十分に確保しておく必要がある。	区では、児童福祉法に定められた「家庭養育優先原則」に則り、まずは実家庭で養育できるように、また、代替養育が必要となった場合も、早期に実家庭に復帰できるように支援しております。今回の見直しでは、令和5年度までの実績を元に代替養育を必要とする児童数を推計して、その児童のマッチングのために十分とされる里親数を出しています。引き続き、里親制度の理解促進と必要な里親数の確保に努めてまいります。
その他、計画全体に対するご意見		15件
34	区の財政状況に応じて、優先順位をつけて取り組む必要があるのではないか。	ご指摘のとおり、限られた予算をどう配分していくかが重要であると認識しております。行政が果たすべき役割を念頭に置いた上で、計画に整備量の年次目標を掲げ、着実な事業執行に努めてまいります。
35	「家庭養育優先原則」は、この原則故に幼い命を守り切れなかったかと思われる事例も発生したのではないか。	子どもの健やかな育ちのためには、養育者と信頼のおける愛着関係を維持して、安心感を得ながら暮らすことが重要であり、「家庭養育優先原則」にもとづき、まずは子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を行うこととされています。子どもの命を守るため、家庭の養育支援や環境改善に取組み、虐待の未然防止・再発防止に取り組んでまいります。
36	あくまで個人的な意見だが、本質的に、いじめも虐待も減らすことはできても、なくなるものではなく、むしろ目を背けず、解決できることが大切。そうすることで解決できたり乗り越えたりできる子や大人に育つのではないか。	子どもが家庭において健やかに成長し、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生きていけるよう、今後も引き続き虐待の未然防止・再発防止に取り組んでまいります。合わせて、不適切な養育や親子関係の不調などで、分離して生活する場合においても、家族の関係再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭への養育支援や環境改善を行ってまいります。いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応すること、子供たち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要であることを踏まえ、引き続き各学校においていじめ防止対策を推進してまいります。

NO	意見概要	区の考え方
37	計画全体を通じて、どの施策も「連携強化」という組織論で片付けられている印象がある。	複合、複雑化した課題に対応するためには、複数の支援機関の連携のもと、それぞれの専門性を活かしながら、切れ目なく包括的な支援を進めることが重要であると考えております。地域のネットワークの中で、多様なメニューにより重層的・継続的な支援を行ってまいります。
38	社会全体で子どもを健全に育てていこうという機運を醸成するためには、区の実践を子育てしている親子だけでなく区民全体に周知し、働きかけていくことが重要ではないか。	子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくことが重要であると考えています。区民に分かりやすい計画を作成し、制度周知及び理解促進に取り組んでまいります。
39	子どもを保護し養育することへの行政による実行力が求められている今日、優れた計画だと思う。	いただいたご意見を参考に、これらの取り組みを着実に実行し、子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長し、「自分らしく幸せな(ウェルビーイング)な今を生きることができるまち・せたがや」を目指してまいります。
40	将来がある子どもたちに、分けへだてなく接する環境が存在することが大切だと思う。少しでも今を生きる子どもたちが笑顔でいられる世田谷区であることを願う。	
41	児童養護施設出身で自らマスコミでも名前を出して発信している方をプロジェクトメンバーに入れて改善しておくといいと思う。当事者の言葉は重いと思う。	見直しにあたっては、児童福祉審議会臨時部会委員として当事者に参画していただくとともに、当事者へのアンケート及びヒアリングを行っています。今後も施策の検討にあたっては、当事者の声をしっかりと聴くよう努めてまいります。
42	一般区民ではなく、もっと専門的知識のある人が見たほうがよいのではないか。	見直しにあたっては、児童福祉審議会臨時部会委員として学識経験者等に参画していただき、検討を進めてまいりました。いただいたご意見を参考に、区民に分かりやすい計画を作成し、制度周知及び理解促進に取り組んでまいります。
43	内容がわかりにくかった。図解やビジュアルを取り入れる、具体例を入れる、また専門的な用語は注釈を入れるなどしてわかりやすく記載すべき。 (類似のご意見 他2件)	視覚的にわかりやすくするため図や表を新たに記載するとともに、用語解説を追加し、区民に分かりやすい計画を作成し、制度周知及び理解促進に取り組んでまいります。
44	世田谷区の子育て事業、児童虐待や里親制度に関しての取り組みについては全く知らなかったが、あらゆる人に支援が行き渡るよう取り組んでいることがわかった。	区民に分かりやすい計画を作成し、制度周知及び理解促進に取り組んでまいります。
45	資料が多くて読みにくかった。 (類似のご意見 他1件)	